

# 第21回

## 定時株主総会招集ご通知

開催  
日時

2021年6月24日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催  
場所

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
新宿アイランドタワー 35階  
エン・ジャパン株式会社 セミナールーム

### 目次

第21回定時株主総会招集ご通知	2
（ご参考）議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役8名選任の件	7
第4号議案 監査役1名選任の件	14
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	17
第6号議案 取締役の報酬額改定の件	18
添付書類	
事業報告	19
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告書	44



◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、**株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

# To Our Shareholders

株主の皆様へ

代表取締役会長  
越智 通勝



代表取締役社長  
鈴木 孝二



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

2021年3月期の当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、顧客企業の採用需要減少の影響を大きく受けました。

2020年4月から5月にかけて発出された緊急事態宣言の解除後、経済活動の再開と共に採用需要は緩やかな回復を続けておりますが、2021年3月期の業績は売上高・営業利益とも前年度を下回る結果となりました。

短期的に先行きは不透明な状態ではありますが、人材ビジネス市場の基本的な環境は、生産年齢人口の減少や産業構造の変化等による構造的な人手不足が存在しており、企業の採用需要は底堅い状況にあるものと認識しております。

また、新型コロナウイルスの影響による経済活動及び採用活動の停滞は、ワクチンの普及等による日常生活の正常化に合わせ、コロナ前の採用需要に戻っていくと考えております。

さらに、テレワークを始めとした働き方の変化や、企業におけるデジタル化の推進などが急速に進んでいるため、求職者の転職志向の変化や成長産業の変化等が起これると予想されます。

このような状況の中で、当社においては、従来から強みとしているユーザーファーストなサービスの更なる向上を図るとともに、「入社後活躍」をより多くの顧客企業・求職者に提供することを推進してまいります。

加えて、新たな成長ドライバーとなるDX支援や今後成長が期待される人材サービス・非人材サービスにおいてM&Aや出資を強化し、より一層の企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆様には今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2021年6月

エン・ジャパン株式会社  
代表取締役会長 越智 通勝  
代表取締役社長 鈴木 孝二

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
**エン・ジャパン株式会社**  
代表取締役社長 鈴木 孝 二

## 第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。後述のご案内に従って2021年6月23日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時（午前9時30分 受付開始）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー 35階  
エン・ジャパン株式会社 セミナールーム

### 3. 会議の目的事項

#### 報 告 事 項

1. 第21期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役の報酬額改定の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会に出席していただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイト（<https://corp.en-japan.com/IR/report.html>）に掲載させていただきます。

◎本招集通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://corp.en-japan.com/IR/report.html>）に掲載しておりますので、別添の「第21期報告書」には記載していません。

◎今年度の株主総会においては、記念品・お土産の配布はいたしません。ご理解の程よろしくようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

5 ページ以降の「株主総会参考書類」をご参照のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法には以下の方法がございます。

### 株主総会にご出席いただける場合



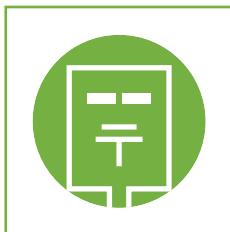
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2021年6月24日（木曜日）午前10時  
（午前9時30分 受付開始）

**【代理人によるご出席について】**

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権をご行使いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面、代理人ご本人確認の書類が必要になります。

### 株主総会にご出席いただけない場合



▶ **書面による議決権行使**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限** 2021年6月23日（水曜日）午後5時まで



▶ **インターネットによる議決権行使**

議決権行使ウェブサイトにて議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

**行使期限** 2021年6月23日（水曜日）午後5時まで

詳細は、次頁をご覧ください。

### 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

# インターネットによる議決権行使

## 行使期限

2021年6月23日（水曜日）  
午後5時まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話等を利用して左の「QRコード※」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。



## お問い合わせ

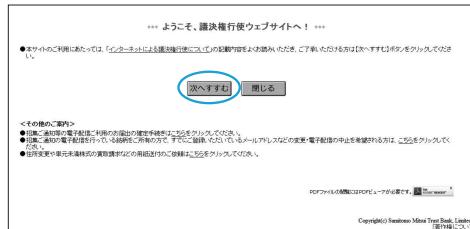
①「スマート行使」でのスマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120(652)031

受付時間 9:00～21:00

## ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

## ② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って  
ご入力ください。

## ② 其他のご照会

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様  
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

☎ 0120(782)031

受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、中長期的な利益成長の観点から、事業ステージに応じた適切な投資を図りつつ、M&Aや出資など戦略的な投資を行っていくこと、並びに株主の皆様への還元を重要な施策と捉えていることから、「配当性向50%」を基本方針としております。

上記方針に則り、2021年3月期の配当につきましては、配当性向50%である1株あたり37円10銭としたいと存じます。

1

#### 配当財産の種類

金銭といたします。

2

#### 配当財産の割当てに関する事項

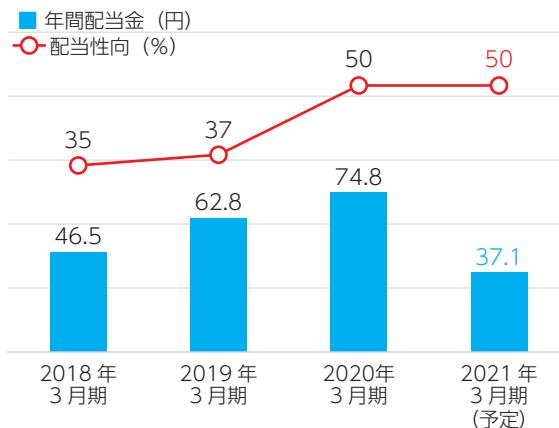
当社普通株式1株につき37.1円  
総額 1,750,256,609円

3

#### 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月25日

#### (ご参考) 配当金・配当性向の推移



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社の英文商号を営業上使用している英文表記に統一するため、変更案第1条（商号）に記載のとおり変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条（商号）  当社は、エン・ジャパン株式会社と称し、英文では、 <u>en-japan inc.</u> と表示する。	第1条（商号）  当社は、エン・ジャパン株式会社と称し、英文では、 <u>en Japan Inc.</u> と表示する。

## 第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（5名）が任期満了となります。

つきましては、当社の経営体制の一層の強化を図るため、取締役3名を増員することとし、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	再任	越智 通勝 おち みちかつ	代表取締役会長執行役員	12回／12回 (100%)
2	再任	鈴木 孝二 すず き たか つく	代表取締役社長執行役員	12回／12回 (100%)
3	再任	河合 恩 かわ い めぐみ	取締役執行役員 ブランド企画室長	12回／12回 (100%)
4	新任	寺田 輝之 てら だ てる ゆき	執行役員 デジタルプロダクト開発本部長	—
5	新任	岩崎 拓央 いわ さき たく お	執行役員 中途求人メディア事業部長	—
6	再任	井垣 太介 い がき たい すけ	社外取締役	12回／12回 (100%)
7	再任	村上 佳代 むら かみ か よ	社外取締役 独立役員	10回／10回 (100%)
8	新任	坂倉 亘 さか くら わたる	社外取締役 独立役員	—

### 候補者の選任方針

社内取締役の選任については、当社の経営理念を共創し、その実現に向け、日々注力できていることを前提として、担当分野において高度な専門性を有するのみならず、経営環境の変化に対して迅速、柔軟且つ的確に対応できる効率性の高い経営システムを推進していくにふさわしい人材を指名しております。

社外取締役の選任については、当社の経営理念に共感し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能で、且つ幅広い見識をもった人材を指名しております。

### 決定手続き

取締役候補者の指名に際しては、社外役員を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会の意見を踏まえた上で、取締役会で検討し決定しております。

### 社外役員の独立性判断基準

当社における社外役員の独立性の判断基準は下記と定め、以下の基準に該当した場合は、当社にとって十分な独立性が無いものと判断しております。

1. 役員本人が、現在及び過去10年間に於いて次に該当するもの
  - ①当社または当社の子会社（以下、併せて「当社グループ」という）にて勤務経験（業務執行者（\*1）であることを含む）がある者
  - ②当社の大株主（株式の10%以上の株式を保有している者）またはその者が法人であれば当該法人の業務執行者若しくは監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）に就任していた者
2. 役員本人が、現在及び過去3年間に於いて、次に該当するもの
  - ①当社グループの主要な取引先（\*2）またはその業務執行者
  - ②当社グループを主要な取引先（\*3）とする者またはその業務執行者
  - ③当社グループの主要な借入先（\*4）またはその業務執行者
  - ④当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（\*5）
  - ⑤当社グループの会計監査人または会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
  - ⑥当社グループから多額の寄付を得ている者（\*6）またはその業務執行者
3. 役員本人の二親等以内の親族が上記1または2に該当するもの（重要な者（\*7）に限る）

\*1 取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる役員または使用人

\*2 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該取引先に対する当社グループ売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える取引先

\*3 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループに対する当該事業者の売上高の合計額が当該事業者の連結売上高の2%を超える事業者

\*4 直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの借入額が当社連結総資産合計の2%を超える借入先

\*5 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの報酬の合計額が1,000万円を超える者

\*6 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの寄付金の合計額が1,000万円を超える寄付先

\*7 取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者を重要な者とする。

候補者  
番号

1

お ち みち かつ  
越 智 通 勝

(1951年1月18日)

再任



### ■ 略歴、地位及び担当

1983年 8月	株式会社日本ブレンセンター 設立	2008年 6月	当社代表取締役会長
2000年 1月	当社設立	2015年 4月	当社代表取締役会長執行役員 (現任)
2000年12月	当社代表取締役社長		

### 取締役候補者とした理由

越智通勝氏は、1983年に株式会社日本ブレンセンターを設立後、2000年に当社を立ち上げ、創業者として経営を牽引しております。その豊富な経験と実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としております。

- 所有する当社株式の数  
4,383,900株

候補者  
番号

2

すず き たか つぐ  
鈴 木 孝 二

(1971年1月3日)

再任



### ■ 略歴、地位及び担当

1995年 4月	株式会社日本ブレンセンター 入社	2015年 4月	当社代表取締役社長執行役員 (現任)
2000年 1月	当社取締役		
2008年 6月	当社代表取締役社長		

### 重要な兼職の状況

エンワールド・ジャパン株式会社代表取締役会長  
Navigos Group Vietnam Joint Stock Company取締役会長

### 取締役候補者とした理由

鈴木孝二氏は、株式会社日本ブレンセンターに新卒入社した後、2000年の当社立上げに伴い、5年間の勤務実績と営業力、マネジメント能力を高く評価されて取締役に選任され、2008年より代表取締役として経営を担っております。その豊富な経験と実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としております。

- 所有する当社株式の数  
62,600株

候補者  
番号

3

かわ い  
河合めぐみ  
恩

(1963年4月12日)

再任



- 所有する当社株式の数  
59,000株

### ■ 略歴、地位及び担当

1990年1月 株式会社日本ブレンセンター 入社  
2015年4月 当社取締役執行役員（現任）  
2005年3月 当社取締役  
2013年4月 当社ブランド企画室長（現任）

### 取締役候補者とした理由

河合恩氏は、株式会社日本ブレンセンターに中途入社した後、2000年の当社立上げに伴い、10年間の勤務実績と新規サービスの開発能力を高く評価されて取締役に選任されて以後、長年にわたり経営に携わっております。その豊富な経験と実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としております。

候補者  
番号

4

てら だ  
寺田てる ゆき  
輝之

(1979年4月22日)

新任



- 所有する当社株式の数  
1,400株

### ■ 略歴、地位及び担当

2002年4月 当社入社  
2015年4月 当社執行役員（現任）  
2013年4月 当社サイト企画部 部長  
2014年4月 当社デジタルプロダクト開発本  
部長（現任）

### 取締役候補者とした理由

寺田輝之氏は、2002年に当社に新卒入社した後、中途採用支援の法人営業を経て、WEBサイトの企画・開発、マーケティングを手掛ける現部署の本部長に就任しております。その後も「エン転職」「エンバイト」「engage」など当社を代表する多数のWEBサービスの新規立ち上げ・リニューアルを牽引しております。同氏のデジタルテクノロジーの知識と豊富な実績は当社の経営戦略立案に資すると考え、当社取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

5

いわ さき  
岩崎たく お  
拓央

(1981年2月10日)

新任



● 所有する当社株式の数

—

### ■ 略歴、地位及び担当

2003年4月	当社入社	2016年4月	当社中途求人メディア事業部長 (現任)
2011年10月	当社中途採用支援事業部 首都 圏第一営業部長	2018年4月	当社執行役員 (現任)
2013年1月	当社名古屋支店長		
2014年4月	当社中途採用支援事業部 企画 部長		

### 取締役候補者とした理由

岩崎拓央氏は、2003年に当社に新卒入社した後、中途求人メディア事業部の営業マネージャー等を歴任した後、2014年に企画部長に就任し「エン転職」大型リニューアルを牽引、同リニューアルを成功させました。2016年4月、中途求人メディア事業部長に就任した後は長年にわたり、同事業全体を統括しています。同氏の豊富な経験と実績は当社の経営戦略立案に資すると考え、当社取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

6

い がき  
井垣たい すけ  
太介

(1973年5月4日)

再任



● 所有する当社株式の数

—

### ■ 略歴、地位及び担当

2001年10月	弁護士登録 北浜法律事務所入所	2018年6月	UTグループ株式会社社外取締 役 (現任)
2008年1月	米国ニューヨーク州弁護士登録		当社社外監査役
2013年6月	弁護士法人西村あさひ法律事務 所法人社員弁護士 (現任)	2020年6月	当社社外取締役 (現任)

### 重要な兼職の状況

弁護士法人西村あさひ法律事務所法人社員弁護士  
UTグループ株式会社社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

井垣太介氏は、当社の事業内容に精通しており、弁護士及び社外役員としての職務経験を活かし、俯瞰的な視座から当社取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。また、指名・報酬委員会の委員長を務めていただいております。役員の選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

候補者  
番号

7

むら かみ  
村上か よ  
佳代

(1967年9月16日)

再任



● 所有する当社株式の数

—

### ■ 略歴、地位及び担当

1990年9月	エージ株式会社入社	2013年9月	P.G.C.D.ジャパン株式会社入社
1996年12月	有限会社KMコネット設立	2014年3月	グロービス経営大学院 経営学修士課程修了
2001年5月	ネットイヤーグループ株式会社 入社	2016年10月	株式会社シナプス入社
2007年3月	カルチュア・コンビニエンス・ クラブ株式会社入社	2020年6月	当社社外取締役 (現任)
2012年9月	楽天株式会社入社	2020年7月	Kazu&Company合同会社 代表社員 (現任)
		2020年10月	メディカルギーク株式会社 取締役 (現任)

### 重要な兼職の状況

Kazu&Company合同会社代表社員  
メディカルギーク株式会社取締役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村上佳代氏は、WEB、デジタルマーケティング及びDXに関連した広い見識を有しており、かつ、女性ならではの視点を活かし、当社取締役会及び経営会議において積極的な意見と提言をいただくことにより、ダイバーシティ・マネジメントの推進へ貢献しております。また、指名・報酬委員会の委員を務めていただいております。役員を選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者  
番号

8

さか くら  
坂倉わたる  
亘

(1979年1月18日)

新任



● 所有する当社株式の数

—

### ■ 略歴、地位及び担当

2001年4月	株式会社コーポレートディレ クション入社	2013年1月	同社 Managing Director &Partner
2005年1月	株式会社ポストン・コンサル ティング・グループ (BCG) 入社	2020年4月	One Capital株式会社取締役 COO (現任)

### 重要な兼職の状況

One Capital株式会社取締役COO

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

坂倉亘氏は、世界的戦略コンサルティングファームにおいて、凡そ20年間の大企業のデジタル変革の支援実績を有すると共に、One Capital株式会社のCOOとして、日本のSaaS領域における投資、戦略に関して有数の実績及び知見を有していることから、当社の経営戦略立案に貢献していただけと考えております。他の候補者と比較考慮した結果、同氏の経験及び知見が当社の求める人材と合致すると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

## 株主総会参考書類

- (注) 1. 井垣太介氏が所属する弁護士法人西村あさひ法律事務所へは当社が法律相談を行った実績がありましたが、取引額は年間500万円以下であります。また、坂倉巨氏はOne Capital株式会社 取締役COOを兼務しており、当社は同社が無限責任社員として運用している投資事業組合に150百万円出資しておりますが、利益分配以外の取引は発生しません。比率につきましても、当社連結総資産の1%未満、かつ当該投資事業組合の出資総額の2%未満であります。上記の取引は、いずれも当社の定める社外役員の独立性判断規則を満たすことから、各氏の独立性に問題はないと判断しております。越智通勝氏、鈴木孝二氏、河合恩氏、寺田輝之氏、岩崎拓央氏及び村上佳代氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井垣太介氏、村上佳代氏及び坂倉巨氏は、社外取締役候補者であります。
  3. 井垣太介氏及び村上佳代氏は現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。また、井垣太介氏は、過去に当社の社外監査役であり、その在任期間は2年でありました。
  4. 村上佳代氏及び坂倉巨氏が取締役就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の届け出を行う予定であります。
  5. 井垣太介氏は東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員の要件をすべて満たしており、候補者と一般株主との間に利益相反を生じることがないと判断しておりますが、候補者の所属する弁護士法人西村あさひ法律事務所の方針に従い、独立役員として指定、届け出は行いません。
  6. 当社定款の規定に基づき、当社は井垣太介氏及び村上佳代氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、坂倉巨氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
  7. 当社は取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかわる請求を受けることによって生ずる損害が填補されます。保険料は全額当社が負担しております。被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2022年1月に当該保険契約を更新する予定であります。

## 第4号議案

## 監査役1名選任の件

吉田篤生氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査役の任期満了の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

いし かわ とし ひこ  
石川 俊彦

(1951年9月6日)

新任



- 所有する当社株式の数  
100株

### 略歴及び地位

1977年4月	昭和監査法人（現:EY新日本有限責任監査法人）入所	2001年6月	株式会社ファイナンシャルブレインシステムズ代表取締役社長
1981年3月	株式会社ビジネスブレイン昭和（現:株式会社ビジネスブレイン太田昭和）入社	2009年4月	株式会社ビジネスブレイン太田昭和代表取締役社長
1990年2月	公認会計士登録	2014年6月	BBS (Thailand) Co., Ltd. CEO(現任)
1991年6月	株式会社ビジネスブレイン太田昭和取締役	2020年6月	株式会社ビジネスブレイン太田昭和代表取締役会長（現任）

### 重要な兼職の状況

株式会社ビジネスブレイン太田昭和代表取締役会長  
BBS (Thailand) Co., Ltd. CEO

### 社外監査役候補者とした理由

石川俊彦氏は、企業経営に対して豊富な経験を持ち、かつ、公認会計士としての高い見識を有することから、専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 石川俊彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 石川俊彦氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 石川俊彦氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。  
4. 石川俊彦氏が監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。  
5. 当社は取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかわる請求を受けることによって生ずる損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。石川俊彦氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2022年1月に当該保険契約を更新する予定であります。

株主総会参考書類

第3号議案及び第4号議案をご承認いただいた場合の役員体制  
 当社の取締役及び監査役が有している能力・経験は以下の通りです。

				属性		構成状況		経験業務・知識等		
役員				独立性 当社基準○ 東証届出●	ジェンダー 男性● 女性○	取締役会 議長●	指名・報酬 委員会 議長●	企業経営	上場会社の 取締役・ 監査役経験	当社事業 および 業界経験
取締役	越智 通勝	取締役			●	○	○	●	●	●
	鈴木 孝二	取締役			●	●	○	●	●	●
	河合 恩	取締役			○	○		●	●	●
	寺田 輝之	取締役	新任		●	○				●
	岩崎 拓央	取締役	新任		●	○				●
	井垣 太介	社外取締役		○	●	○	●	▲	●	
	村上 佳代	独立社外取締役		●	○	○	○	▲		
	坂倉 亘	独立社外取締役	新任	●	●	○		▲		
監査役	大戸 正彦	常勤社外監査役		●	●	○		▲		
	大谷 直樹	独立社外監査役		●	●	○	○	▲	●	
	石川 俊彦	独立社外監査役	新任	●	●	○		●	●	

(注1) 上記は、各人の有するすべてのスキル・経験・能力・その他の知見や素養を表しているものではありません。

(注2) 「企業経営」は、原則として通算3年以上の場合は「▲」、通算5年以上の場合は「●」としています。

(注3) 各項目の「経験」とは、該当する業務や役職に、原則として通算3年以上従事していたものを指します。

経験業務・知識等							専門性
ブランド戦略・マーケティング・営業	IT・デジタル開発の経験・知識	人事・人材開発の経験・知識	海外事業・国際的経験・語学力	CFO経験・財務・会計・税務・M&Aの経験・知識	法務・コンプライアンス・リスク管理・内部監査の経験・知識	ESG・サステイナビリティ取り組みへの参画経験	士業や業務関連性の高い資格
●		●				●	
●		●	●				
●	●	●					
●	●	●					
●		●					
			●	●	●	●	日本国弁護士・米国NY州弁護士
●	●	●					グロービス経営大学院・MBA
●		●		●			
			●		●		
				●	●		日本国弁護士
	●			●			公認会計士・税理士

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査役の選任をお願いするものであります。なお、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

おお つき とも ゆき  
大槻 智之

(1972年4月1日)



### 略歴

1994年4月	大槻経営労務管理事務所 (現社会保険労務士法人大槻経営 労務管理事務所) 入所	2013年12月	株式会社オオツキM代表取締役 (現任) OTSUKI M SINGAPORE PTE,LTD.代表取締役
2006年1月	社会保険労務士登録 同所銀座支社長	2016年7月	社会保険労務士法人大槻経営労 務管理事務所代表社員 (現任)
2011年1月	同所統括局長	2019年6月	東京都社会保険労務士会理事 (現任)

### 重要な兼職の状況

社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所代表社員  
株式会社オオツキM代表取締役

### ● 所有する当社株式の数

—

### 補欠の社外監査役候補者とした理由

大槻智之氏は、社会保険労務士として培われた専門的知識・経験を有しており、当社におけるリスク管理の体制に活かしていただけるものと考え、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 大槻智之氏が代表社員を務める社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所と当社との間に顧問契約を締結しておりますが、報酬額は年間500万円以下であり、当社の定める社外役員の独立性判断規則を満たすことから、同氏の独立性に問題はないと判断しております。
2. 大槻智之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 大槻智之氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。
4. 大槻智之氏が監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかわる請求を受けることによって生ずる損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。大槻智之氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2022年1月に当該保険契約を更新する予定であります。

## 第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社では、短期の事業活動の成果を向上させることを目的として、従来の固定報酬と併せて、社内取締役を対象とする賞与（現行の報酬枠の範囲内での賞与）の導入を、社外役員を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえた上で取締役会において決定しております。

当社の取締役の報酬額につきましては、2008年3月27日開催の株主総会で報酬限度額を年間総額200百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、今般、この新たな報酬制度の導入に加えて、第3号議案に記載のとおり、当社の経営体制の一層の強化を図るため、取締役3名の増員をご提案させていただいていることにより、報酬限度額を年間総額200百万円以内から年間総額300百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

当社は、この度導入される賞与が連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の3指標を用いて、役位、職責に応じて定められた基準額に各指標の評価ウェイト及び目標の達成率に応じた支給率を乗じて各人毎に算出されるため、報酬決定手続の客観性・透明性が確保されており、かつ株主との一層の価値共有にもつながると考えられること、取締役の増員をご提案させていただいていること、さらに当該改定案について指名・報酬委員会に諮問し答申を得ていることなどを鑑み、当該報酬限度額の改定は相当であると考えております。

2014年6月25日開催の株主総会で、前記の取締役の報酬とは別枠で、社内取締役の報酬として株式報酬型ストック・オプションの付与を年間総額100百万円以内とすることにつきご承認をいただいておりますが、本議案に基づく改定後の当社取締役報酬額にも、当該株式報酬型ストック・オプションは含まれないものとしたいと存じます。

なお、取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）であります。第3号議案が原案どおり可決されますと取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）となります。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

(単位：百万円)

売上高	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	増減	増減率
国内求人サイト	32,126	21,774	-10,352	-32.2%
国内人材紹介	11,878	9,385	-2,493	-21.0%
海外事業	10,745	8,011	-2,733	-25.4%
HR-Tech	475	1,215	739	155.7%
その他事業・子会社	2,113	2,694	580	27.5%

#### 国内求人サイト

国内求人サイトは、新型コロナウイルス感染拡大に起因した採用需要の減少や採用の停止により、求人件数が大幅に減少いたしました。求人件数は上期の昨年5月が底となり、その後緩やかな回復が続きました。下期に関しては、業界により濃淡はあるものの、顧客企業の業績及び事業環境の見通しが改善してきたことから、次年度以降を見越した採用需要が増加し、回復を牽引いたしました。

これらの結果、国内求人サイトの売上高は前期比32.2%減の21,774百万円となりました。

#### 国内人材紹介

国内人材紹介は、新型コロナウイルス感染拡大に起因した採用需要の減少影響を受けたものの、全体としては求人サイト比で売上高の減少が抑えられる結果となりました。若手・ポテンシャル層の人材採用は、企業の採用需要が即戦力人材を重視したこと等から、採用決定率がコロナ前水準には戻りづらい状況にあります。このため売上高の減少が大きく、回復に時間を要する結果となりました。一方、専門職・ハイクラス層の人材採用は、同様に採用需要減少の影響を受けたものの、比較的限定的であり、売上高の減少が少なく、堅調な回復となりました。

これらの結果、国内人材紹介の売上高は前期比21.0%減の9,385百万円となりました。

## 海外事業

海外事業は、ベトナム及びインドを中心に事業を展開しております。また、会計上3か月遅れて業績を反映しております。

海外事業全体としては、第3四半期連結会計期間（現地2020年7月から9月）が売上高の底となり、第4四半期連結会計期間から回復基調となりました。

ベトナムは求人サイトをメイン事業としており、急激な経済活動の停滞及び採用需要の減少を受けて第2四半期連結会計期間（現地2020年4月から6月）の売上高が大幅に減少しました。その後、ベトナム国内の経済活動再開に伴い、緩やかながら採用需要が回復し、四半期毎の減収幅が縮小してまいりました。

インドはIT派遣をメイン事業としており、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたものの、在宅勤務等により事業を継続してまいりました。売上高は第3四半期連結会計期間（現地2020年7月から9月）が底となり、第4四半期連結会計期間から回復基調となりました。

これらの結果、海外事業の売上高は前期比25.4%減の8,011百万円となりました。

## HR-Tech

「engage」は、総利用社数が33万社（2021年3月時点）と着実に増加いたしました。「engage」で作成された求人数（有料・無料合計）は順調に拡大し、顧客企業の積極的な活用が進みました。

有料利用社数は新型コロナウイルス拡大の影響を受け、第1四半期連結会計期間は直前四半期連結会計期間比で減少となったものの、第2四半期連結会計期間以降、増加に転じました。

また、2021年3月には「engage」で作成された求人を集約した求人サイト「エンゲージ」をオープンしました。正社員だけでなく、アルバイト・パート求人やインターンなど多様な求人が掲載されており、国内最大級となる約10万社の求人が掲載される求人サイトとして、スタートいたしました。

これらの結果、HR-Techの売上高は前期比155.7%増の1,215百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は42,725百万円（前期比24.8%減）、営業利益は7,771百万円（前期比29.4%減）、経常利益は7,939百万円（前期比28.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、3,502百万円（前期比50.9%減）となりました。



## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,818百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ・サイト開発、追加改修等

## ③ 資金調達の状況

取引銀行1行と当座貸越契約（極度額1,000百万円）及びコミットメントライン契約（極度額5,000百万円）を締結しておりますが、当連結会計年度末日における借入実行残高はございません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

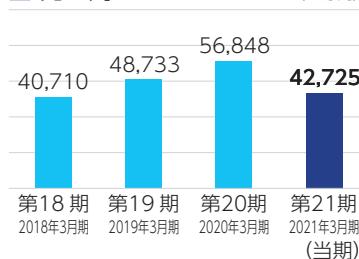
(単位：百万円)

区分	第18期	第19期	第20期	第21期 (当連結会計年度)
	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
売上高	40,710	48,733	56,848	42,725
経常利益	9,731	11,834	11,057	7,939
親会社株主に帰属する当期純利益	6,366	8,144	7,125	3,502
1株当たり当期純利益 (円)	139.93	178.97	156.23	78.19
総資産	40,600	49,852	51,896	46,644
純資産	28,626	35,466	38,648	36,856
1株当たり純資産額 (円)	625.52	762.51	834.74	810.66
ROE (%)	24.5	25.8	19.6	9.5

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第19期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第18期の財産及び損益の状況については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しは反映された後の金額を記載しております。

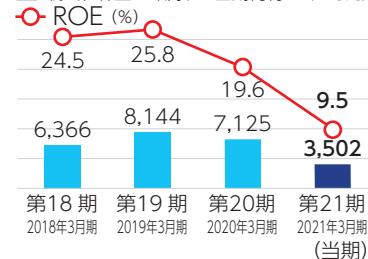
■ 売上高 (百万円)



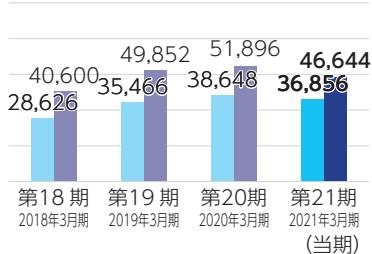
■ 経常利益 (百万円)



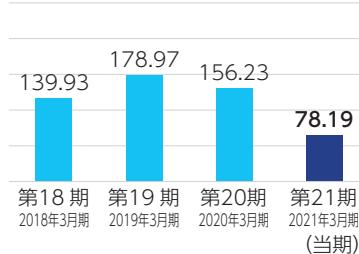
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



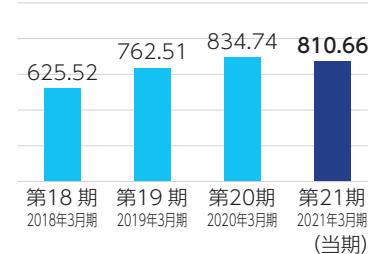
■ 純資産 / ■ 総資産 (百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 1株当たり純資産額 (円)



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
エンワールド・ ジャパン株式会社	65百万円	100.0	人材紹介、人材派遣
Navigos Group Vietnam Joint Stock Company	63,912百万VND	100.0	求人サイトの運営、人材紹介
Future Focus Infotech Pvt,Ltd.	25百万INR	85.8	IT人材派遣

- (注) 1. Navigos Group Vietnam Joint Stock Companyに対する当社の議決権比率のうち、100.0%は当社の連結子会社を通じての間接保有によるものであります。
2. Future Focus Infotech Pvt,Ltd.に対する当社の議決権比率のうち、85.8%は当社の連結子会社を通じての間接保有によるものであります。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループが属する国内人材ビジネス市場の基本的な環境は、生産年齢人口の減少や産業構造の変化等による構造的な人手不足が存在しており、企業の採用需要は底堅い状況にあるものと認識しております。短期的には新型コロナウイルスの影響により、経済活動及び採用活動の停滞がみられるものの、ワクチンの普及等による日常生活の正常化に伴い、コロナ前の採用需要に戻っていくと考えております。また、テレワークを始めとした働き方の変化や企業におけるデジタル化の推進などに伴い、求職者の転職志向の変化や成長産業の変化等が起これと予想されます。このような状況では、業界を跨いだ転職が促進され、結果的に雇用の流動性が高まる可能性があると考えております。

海外における人材ビジネス市場は、当社グループが注力するベトナム、インドともに主要先進国を上回る経済成長をしており、人口が多く平均年齢も若いことから、中長期的な成長期待が高いと考えております。また、IT・テクノロジー分野の市場成長期待及び同分野の人材ニーズは高く、オフショア開発等を含めてベトナム、インドの成長期待は高いものとみております。

このような状況を踏まえ、当社グループは今後、雇用の流動性が高まることに加えて、求職者及び採用企業によるサービス利用の多様化とともに選別も進むものと考えております。このため、「入社後活躍」をゴールとし、従来から強みとしているユーザーファーストなサービスの質的向上及び就・転職支援のノウハウ等を活かしてまいります。この結果、顧客企業の採用成功及び入社者の入社後活躍による顧客企業の業績貢献に繋げることで、模倣が困難な独自性のあるサービスをより強固にしていまいります。

また「engage」等、HR-Techサービスへのシフトを進めることで、当社グループが従来アプローチすることが難しかった地域や企業規模の顧客に対して、効率的にサービスを提供することが可能となります。これにより、求職者の選択肢も広がることから、「入社後活躍」をより多くの顧客企業・求職者に提供することを目指してまいります。

更に、DX支援や今後成長が期待される人材サービス・非人材サービスにおいてM&Aや出資を強化していく方針であります。これにより、当社グループが保有する企業顧客・求職者データベース等との連携強化を図り、新たな事業を生み出すことや、成長が期待できる有望な領域において迅速な参入及び成長を図ることを目指してまいります。

## (5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

事業区分	主要サービス
人材サービス事業	■求人サイトの運営 (主なサイトは、エン転職、エン派遣、ミドルの転職、VietnamWorks等)
	■人材紹介 (主なブランドは、en world、エン エージェント 等)
	■人材派遣 (IT派遣のFuture Focus Infotech、エンワールド・ジャパンの一部でスペシャリスト派遣)
	■HR-Techサービス (主にengage)
	■その他 (採用管理システム・業務管理システムの提供、エンカレッジ等の各種人材活躍支援サービス)

## (6) 主要な営業所（2021年3月31日現在）

### ① 当社

本社：東京都新宿区

支社：大阪、名古屋、横浜、福岡、その他

### ② 子会社

エンワールド・ジャパン株式会社

(本社：東京都中央区)

Navigos Group Vietnam Joint Stock Company

(本社：ベトナム社会主義共和国ホーチミン市)

Future Focus Infotech Pvt,Ltd.

(本社：インド共和国チェンナイ市)

## (7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,853名	694名減

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員（パートタイマー）20名は含んでおりません。  
 2. 使用人数が前連結会計年度末に比較して減少した主な理由は、国内においては採用活動の抑制及び自己都合退職等の自然減によるものであり、海外においては人員削減等によるものであります。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,407名	210名減	29歳10ヶ月	4年8ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、他社への出向者24名及び臨時従業員（パートタイマー）5名は含んでおりません。  
 2. 使用人数が前期末に比較して減少した主な理由は、採用活動の抑制及び自己都合退職等の自然減によるものであります。

## (8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

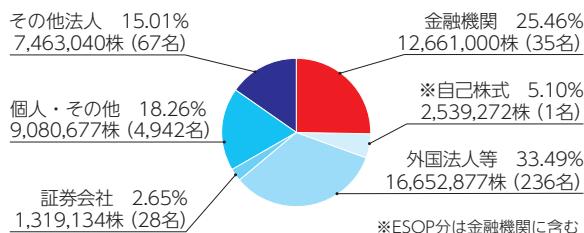
## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の状況に関する事項

### (1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 187,200,000株  
 ② 発行済株式の総数 44,792,328株  
 （自己株式 4,923,672株を除く）  
 ③ 株 主 数 5,309名  
 ④ 大 株 主



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
越 智 通 勝	4,383,900	9.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,523,300	7.87
一般財団法人エン人材教育財団	3,060,000	6.83
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,884,500	6.44
有限会社えん企画	2,184,800	4.88
有限会社エムオー総研	2,127,000	4.75
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,609,200	3.59
越 智 明 之	1,475,200	3.29
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE MONDRIAN INTERNATIONAL SMALL CAP EQUITY FUND,L.P.	1,451,400	3.24
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	777,310	1.74

- (注) 1. 第5順位の当社所有の自己株式2,539,272株と、第6順位の株式会社日本カストディ銀行（信託E口）保有の当社株式2,384,400株は、上記から除いております。  
 2. 持株比率は自己株式（4,923,672株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 該当事項はありません。

## ⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年3月25日付の取締役会決議に代わる書面決議において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

イ. 取得対象株式の種類	当社普通株式
ロ. 取得した株式の総数	496,200株
ハ. 取得価額	1,000,000,000円
ニ. 取得期間	2020年4月1日から2020年4月24日まで

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2015年5月29日開催の取締役会決議による新株予約権

区分	取締役（社外取締役を除く）
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき200円
新株予約権の行使期間	2015年7月1日から 2033年6月30日まで
新株予約権の行使条件	割当日の翌日から3年を経過した日、又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
保有者数	3名
新株予約権の数	244個
目的となる株式の種類及び数	普通株式48,800株

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株としております。

2. 割当契約書により、行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。

行使期間：2020年7月1日から2033年6月30日

行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は使用人であることを要する。ただし、当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は使用人になった場合は、権利行使を認める。

② 新株予約権者が個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。

③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は、割当契約書に定めるところによる。

### ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	越 智 通 勝	執行役員
代表取締役社長	鈴 木 孝 二	執行役員 エンワールド・ジャパン株式会社代表取締役会長 Navigos Group Vietnam Joint Stock Company 取締役会長
取 締 役	河 合 恩	執行役員 ブランド企画室長
取 締 役 社外取締役	井 垣 太 介	弁護士法人西村あさひ法律事務所法人社員弁護士 UTグループ株式会社社外取締役
取 締 役 社外取締役 独立役員	村 上 佳 代	Kazu&Company 合同会社代表社員 メディカルギーク株式会社取締役
常 勤 監 査 役 社外監査役 独立役員	大 戸 正 彦	
監 査 役 社外監査役 独立役員	吉 田 篤 生	吉田篤生会計事務所所長
監 査 役 社外監査役 独立役員	大 谷 直 樹	株式会社マイスターエンジニアリング社外取締役 JPインベストメント株式会社バイアウト投資部長

- (注) 1. 取締役の井垣太介氏及び村上佳代氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役の大戸正彦氏、吉田篤生氏及び大谷直樹氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役の吉田篤生氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は東京証券取引所に対して、取締役の村上佳代氏並びに監査役の大戸正彦氏、吉田篤生氏及び大谷直樹氏を独立役員として届け出ております。

## 5. 事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役	久須美 康 徳		2020年6月24日
取締役	齋 藤 和 紀	株式会社アキュリアス代表取締役 エクスポネンシャル・ジャパン株式会 社代表取締役 株式会社Spectee取締役 株式会社アイ・ロボティクス取締役	2020年6月24日
監査役	井 垣 太 介	弁護士法人西村あさひ法律事務所法人 社員弁護士 UTグループ株式会社社外取締役	2020年6月24日

(注) 久須美康徳氏及び齋藤和紀氏は任期満了による退任であります。井垣太介氏は取締役就任に伴う退任であります。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、2021年1月以降の取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。なお、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約で填補されないことにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

## ④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

## イ. 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、株主利益と連動した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を決議しております。取締役の報酬については、取締役会の諮問機関として2020年4月24日付に設置された社外役員を主要な構成員とする指名・報酬委員会において審議し取締役会に対して答申を行った上で、取締役会から一任を受けた代表取締役が当該答申に基づき、個人別の報酬の額を決定することとしております。

監査役報酬は、経営に対する独立性・客観性を重視する観点から定期同額給与（基本報酬）のみで構成され、各監査役の報酬額は監査役会の協議により決定しております。

## 事業報告

### ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬は、2008年3月27日開催の株主総会で報酬限度額を報酬年間総額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は6名です。更に2014年6月25日開催の株主総会で、社内取締役の報酬として株式報酬型ストック・オプションの付与を年間総額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での取締役（社外取締役を除く）の員数は4名であり、社外取締役は0名です。

監査役の報酬は、2008年3月27日開催の株主総会で報酬限度額を報酬年間総額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での監査役の員数は3名です。

### ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月24日開催の取締役会の委任決議に基づき、代表取締役会長執行役員越智通勝氏が中心となり取締役の個人別の固定報酬額を決定しております。これらの権限を委任した理由は、社内取締役の合議により決定することが最も適していると判断したからであります。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、社外役員を主要な構成員とする指名・報酬委員会に諮問し答申を得ており、当該答申の内容を踏まえて報酬額を決定しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当事業年度における役員報酬は固定報酬のみであり、株式報酬型ストック・オプションは付与されておられません。

## 二. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	86 (6)	85 (6)	1	-	7 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	10 (10)	10 (10)	-	-	4 (4)

- (注) 1. 業績連動報酬等は取締役（社外取締役を除く）に対して、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。  
2. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2020年6月24日開催の第20回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言の状況
社外 取締役	井垣太介	12回／12回 (100%)	2回／2回 (100%)	取締役井垣太介氏は、主に弁護士としての専門の見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
	村上佳代	10回／10回 (100%)	—	取締役村上佳代氏は、WEB、デジタルマーケティング及びDXに関連した豊富な経験と女性ならではの視点から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
社外 監査役	大戸正彦	12回／12回 (100%)	12回／12回 (100%)	監査役大戸正彦氏は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
	吉田篤生	12回／12回 (100%)	12回／12回 (100%)	監査役吉田篤生氏は、主に税理士としての専門の見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
	大谷直樹	10回／10回 (100%)	10回／10回 (100%)	監査役大谷直樹氏は、企業経営やPE投資に対して豊富な経験と弁護士としての専門の見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。

- (注) 1. 井垣太介氏は、2020年6月24日開催の定時株主総会において監査役を退任し、取締役に就任したため、2020年4月度及び5月度の取締役会には取締役としては出席していません。
2. 村上佳代氏は、2020年6月24日開催の定時株主総会において取締役に就任したため、2020年4月度及び5月度の取締役会には出席していません。
3. 大谷直樹氏は、2020年6月24日開催の定時株主総会において監査役に就任したため、2020年4月度及び5月度の取締役会、監査役会には出席していません。

### ロ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役井垣太介氏は、取締役会において主に弁護士としての専門の見地から当社に経営上有用な指摘・意見を述べているほか、指名・報酬委員会の委員長を務めており、役員の選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めております。

取締役村上佳代氏は、取締役会及び経営会議においてWEB、デジタルマーケティング及びDXに関連した豊富な経験と女性ならではの視点から当社に経営上有用な指摘・意見を述べているほか、指名・報酬委員会の委員を務めており、役員の選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めております。

### ハ. 重要な兼職先と当社との関係

取締役井垣太介氏は、弁護士法人西村あさひ法律事務所法人社員弁護士及びUTグループ株式会社社外取締役を兼職しております。弁護士法人西村あさひ法律事務所へは当社が法律相談を行った実績があります。

## 事業報告

但し、同所との取引額は年間500万円以下であるため、少額であると判断しております。その他記載すべき利害関係はありません。

取締役村上佳代氏は、Kazu&Company合同会社代表社員及びメディカルギーク株式会社取締役を兼職しております。当社とこれらの法人との間には、特別な利害関係はありません。

監査役吉田篤生氏は、吉田篤生会計事務所所長を兼職しております。吉田篤生会計事務所では「エン転職」の利用がありましたが、いずれも一般の取引と同様の条件であり、当社連結売上高の1%以下であるため少額であると判断しております。その他記載すべき利害関係はありません。

監査役大谷直樹氏は、株式会社マイスターエンジニアリング社外取締役及びJPインベストメント株式会社バイアウト投資部長を兼職しております。当社とこれらの法人との間には、特別な利害関係はありません。

## (4) 会計監査人に関する事項

### ① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

### ② 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	32百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

(注) 1. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

4. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である収益認識に関する会計基準の適用に関する助言・指導業務についての報酬を支払っております。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

### 【内部統制システムに関する基本的な考え方、その整備状況及び運用状況】

#### ① 基本的考え方

当社は、その事業を通じて、株主やクライアント等様々なステークホルダーをはじめ、広く社会に役立つ存在でありたいと考えております。そのために、当社グループ全体として経営環境の変化に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置付けており、当社グループの健全な成長のため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、公正な経営システム作りに取り組んでおります。

また、役職員の倫理観・誠実さを高めることは、様々なステークホルダーの真の信頼を得るうえで、基本的な前提となると考えております。当社の経営理念の一つに、社会に対して正しいことを行い、社会に役立つ存在たることが当社の存在意義であることを謳った「社会正義性」があります。今後もこの理念・考え方を役職員の行動の支柱に据えて、コンプライアンスに関する教育の徹底等内部管理体制の更なる整備を進め、これを適正に機能させることによって、健全な経営を確保してまいります。

#### ② 整備の状況

イ. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定時取締役会を毎月1回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、機動的に当社グループの重要事項を審議し、意思決定を行える体制を整備しております。また、取締役会は、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、業務の適正を確保しております。取締役会は経営計画を達成するための具体的な施策を立案・推進し、目標達成状況と阻害要因を把握し、対応策を講じております。

ロ. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンス統括部門は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、コンプライアンス活動を横断的に推進する業務を担っております。コンプライアンス統括部門がグループ各社と連携して、担当地域内のコンプライアンス体制を整備し、法令・社内規則等の遵守をはじめとするコンプライアンス活動を推進しております。

内部監査担当部門は、代表取締役社長直轄である内部監査室が担当しており、内部統制に係るコンプライアンスの状況の監視に努めております。また、内部監査を定期的を実施しており、その結果については、監査役と積極的に情報交換を行うなど連携を図っております。なお、内部監査報告書については、内部監査室長から代表取締役社長へ提出されております。

## 事業報告

内部通報制度としては、「公益通報の取扱いに関する規則」により、使用人はコンプライアンス上、疑義ある行為を認識した場合には社内専用窓口へ通報し、また、会社は当該通報者を保護する体制を構築しております。

### ハ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文章（電磁的方法により記録したものを含む。）の保存期間、管理の方法その他についての規程を策定し、当該規程に従い情報を適切に保存及び管理しております。

### 二. 当社及び当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

日々の業務遂行に係るリスクについては、当社グループの各部門責任者が一括してこれを予測して計測するとともに、予防に努めております。また、各事業部門に係るリスクについては、取締役会又は代表取締役社長に報告され迅速かつ適切な措置を講じております。

有事においては、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の専門家と連携し、迅速な対応により、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を構築いたします。

### ホ. 当社及び当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社の管理は、当社「関係会社管理規程」に従って管理部門が総括管理し、各関係部門が連携して行っております。同規程に基づき、一定の事項については、当社の取締役会決議を求め、又は取締役会及び関係部門への報告を義務付けております。

### ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき使用人が要請された場合は、取締役は、監査役の職務を補助すべき使用人として適切な人材を配置します。この者は、監査役の指示のもと、自らあるいは関連部門と連携して、監査対象の調査・分析・報告を行い、必要に応じて監査役を補佐して実査を行います。

### ト. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人につき、人事評価・人事異動・懲戒処分に処する場合には、人事担当責任者は事前に監査役会に報告するとともに、必要がある場合には、監査役会の承認を得るものとします。

また、当該使用人に対する指揮命令は監査役が行います。

チ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者がそれを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役又は使用人は、法令に定める事項や全社的に重大な影響を及ぼす事項に加え、監査役の求めに応じて、内部監査の実施状況、個人情報の保護管理状況及びその内容等を速やかに報告しております。

また、当社は役員・使用人に対して、会社の方針、事業活動等が法令・規則又は社内規則・方針に違反している（若しくは違反のおそれがある）と確信する場合、その旨を速やかに報告することを奨励しております。

監査役に対する報告であるか否かにかかわらず、当社はかかる報告を行った者を公正に取り扱い、一切の報復措置を許容しない体制を構築し、維持しております。

リ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役の職務の執行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図れる環境を提供しております。

### ③ 運用の状況

当社では、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制を整備するとともに、適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

イ. 取締役の職務の執行について

当社及び当社グループの取締役の職務執行については、社内規程に則り執行されており、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。また、取締役会においては、重要な意思決定、職務執行の状況報告等について活発な意見交換が行われ、監督がなされており、実効性が確保されております。なお、取締役会の資料及び議事録は、適切に保管されております。

ロ. リスク管理体制について

管理部門の責任者を中心として、当社グループのリスク状況の区分・把握・報告、規程の立案・制定を含むリスク管理体制の整備を行うとともに、未然防止策・対応策の立案・実行その他必要な事項の実施に関し、モニタリングを行い、これらの活動状況に関し、当社の取締役会に対して報告を行っております。

ハ. 内部監査の実施について

内部監査室を設置しており、当社内の各部門が、法令、定款、規程その他社会規範等に則した適切な業務運営がなされているか、書類の閲覧及びヒアリング等を通じて監査を行っております。内部監査室長は、これらの監査結果について、代表取締役社長及び監査役会に対して報告を行っております。

## 事業報告

### 二. 監査役の職務の執行について

常勤監査役1名は、取締役会に出席するほか、役職員に対し個別のヒアリングを行うことにより、取締役の業務の執行状況やコンプライアンスに関する問題点を確認するとともに、会計監査人及び内部監査委員会とも情報交換を行っており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

#### 【反社会的勢力排除に向けた基本方針】

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針とし、役員・社員に周知徹底を図っております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は定めておりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しており、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

項目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	33,724
現金及び預金	26,374
受取手形及び売掛金	4,347
有価証券	2,031
仕掛品	0
貯蔵品	16
その他	1,062
貸倒引当金	△108
<b>固定資産</b>	12,920
<b>有形固定資産</b>	621
建物	178
車両運搬具	18
器具及び備品	188
リース資産	225
建設仮勘定	10
<b>無形固定資産</b>	6,999
ソフトウェア	3,531
のれん	2,840
その他	626
<b>投資その他の資産</b>	5,299
投資有価証券	2,285
関係会社株式	132
長期貸付金	874
繰延税金資産	868
その他	1,497
貸倒引当金	△359
<b>資産合計</b>	<b>46,644</b>

項目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	8,260
買掛金	434
リース債務	86
未払金	2,369
未払法人税等	955
賞与引当金	1,122
役員賞与引当金	2
前受金	2,307
その他	982
<b>固定負債</b>	1,527
リース債務	164
長期未払金	642
繰延税金負債	126
株式給付引当金	389
資産除去債務	203
その他	1
<b>負債合計</b>	<b>9,788</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	36,365
資本金	1,194
資本剰余金	998
利益剰余金	39,399
自己株式	△5,228
<b>その他の包括利益累計額</b>	△53
その他有価証券評価差額金	113
為替換算調整勘定	△167
新株予約権	136
非支配株主持分	408
<b>純資産合計</b>	<b>36,856</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>46,644</b>

## 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	金	額
売上高		42,725
売上原価		8,566
売上総利益		34,159
販売費及び一般管理費		26,387
営業利益		7,771
営業外収益		256
営業外費用		88
経常利益		7,939
特別利益		
固定資産売却益	2	
関係会社株式売却益	19	22
特別損失		
固定資産除却損	142	
関係会社株式評価損	16	
関係会社株式売却損	15	
投資有価証券評価損	1,390	
減損損失	572	
その他特別損失	9	2,147
税金等調整前当期純利益		5,813
法人税、住民税及び事業税	2,341	
法人税等調整額	△80	2,261
当期純利益		3,552
非支配株主に帰属する当期純利益		50
親会社株主に帰属する当期純利益		3,502

## 連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,194	1,133	39,588	△4,253	37,663
当期変動額					
剰余金の配当			△3,565		△3,565
親会社株主に帰属する当期純利益			3,502		3,502
自己株式の取得				△1,000	△1,000
自己株式の処分		1		25	26
連結範囲の変動		46	△126		△79
非支配株主との取引に係る親会社の持分の変動		△182			△182
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					—
当期変動額合計	—	△134	△189	△975	△1,298
当期末残高	1,194	998	39,399	△5,228	36,365

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額			
当期首残高	△7	126	119	154	710	38,648
当期変動額						
剰余金の配当						△3,565
親会社株主に帰属する当期純利益						3,502
自己株式の取得						△1,000
自己株式の処分						26
連結範囲の変動						△79
非支配株主との取引に係る親会社の持分の変動						△182
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	120	△294	△173	△17	△301	△493
当期変動額合計	120	△294	△173	△17	△301	△1,792
当期末残高	113	△167	△53	136	408	36,856

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

項目	金額	項目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
流動資産	26,184	流動負債	7,663
現金及び預金	21,064	買掛金	138
受取手形	0	短期借入金	2,400
売掛金	2,505	未払金	1,565
有価証券	2,000	未払費用	169
貯蔵品	12	未払法人税等	660
前払費用	275	前受金	1,799
その他	347	預り金	67
貸倒引当金	△21	前受収益	0
固定資産	19,380	賞与引当金	750
有形固定資産	210	その他	111
建物	152	固定負債	1,202
器具及び備品	56	長期未払金	642
建設仮勘定	2	株式給付引当金	389
無形固定資産	3,571	資産除去債務	171
商標権	12	負債合計	8,866
ソフトウェア	3,409	<b>純資産の部</b>	
その他	149	株主資本	36,448
投資その他の資産	15,598	資本金	1,194
投資有価証券	2,285	資本剰余金	2,929
関係会社株式	10,505	資本準備金	2,500
長期貸付金	1,431	その他資本剰余金	428
破産更生債権等	18	利益剰余金	37,552
繰延税金資産	629	その他利益剰余金	37,552
その他	1,086	別途積立金	2,030
貸倒引当金	△359	繰越利益剰余金	35,522
資産合計	45,565	自己株式	△5,228
		評価・換算差額等	113
		その他有価証券評価差額金	113
		新株予約権	136
		純資産合計	36,698
		負債純資産合計	45,565

## 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	金	額
売上高		26,919
売上原価		2,668
売上総利益		24,250
販売費及び一般管理費		17,458
営業利益		6,792
営業外収益		188
営業外費用		217
経常利益		6,763
特別利益		
関係会社株式売却益	19	
その他特別利益	16	36
特別損失		
減損損失	171	
固定資産除却損	108	
関係会社株式評価損	229	
投資有価証券評価損	1,390	
その他特別損失	17	1,916
税引前当期純利益		4,882
法人税、住民税及び事業税	1,846	
法人税等調整額	△46	1,799
当期純利益		3,082

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,194	2,500	426	2,927	2,000	36,035	38,035	△4,253	37,904
当期変動額									
剰余金の配当						△3,565	△3,565		△3,565
別途積立金の積立					30	△30			
当期純利益						3,082	3,082		3,082
自己株式の取得								△1,000	△1,000
自己株式の処分			1	1				25	26
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				-			-	-	-
当期変動額合計	-	-	1	1	30	△512	△482	△975	△1,455
当期末残高	1,194	2,500	428	2,929	2,030	35,522	37,552	△5,228	36,448

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△7	△7	154	38,051
当期変動額				
剰余金の配当				△3,565
当期純利益				3,082
自己株式の取得				△1,000
自己株式の処分				26
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	120	120	△17	102
当期変動額合計	120	120	△17	△1,353
当期末残高	113	113	136	36,698

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

エン・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 志村 さやか ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 香山 良 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エン・ジャパン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エン・ジャパン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

エン・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 志村 さやか ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 香山 良 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エン・ジャパン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査委員会その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

1 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

2 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

3 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

エン・ジャパン株式会社	監査役会	
常勤社外監査役	大戸正彦	㊟
社外監査役	吉田篤生	㊟
社外監査役	大谷直樹	㊟

以上



# 定時株主総会会場ご案内図



東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

新宿アイランドタワー 35階 エン・ジャパン株式会社 セミナールーム

会場

TEL : 03-3342-4506



交通機関

丸ノ内線

西新宿駅 直結

都営大江戸線

都庁前駅 より住友ビル方面へ徒歩8分

JR線、私鉄、地下鉄線

新宿駅 西口 より徒歩10分



ご注意事項

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT